

求む。若者。 起業をするなら伊東市！！



起業支援及び空き店舗対策事業補助金を利用すれば、最大で**200万円**の補助を受けることができます。

対象者	補助率	補助上限額	補助対象経費
一般の起業	2分の1	50万円	① 店舗のリフォーム費用 ② 什器の購入費用 (単価1万円以上のもの。消耗品、リースを除く。) ③ 広告宣伝費(開店の前後1か月)
移住者の起業 若者の起業 商店街での起業		100万円	
若者で移住者の起業 若者で商店街での起業		200万円	

※ 詳細は担当までお問い合わせください。

商店街とは？

伊東市商店街連盟に加盟する商店街
(駅前仲丸通り、湯の花通り、キネマ通り、中央商店会、あんじん通り、桜木町通り、宇佐美駅前通り、ヤマモブ
ラザ会)を指します。

若者とは？

申請日の属する事業年度の末日において34歳以下のものを指します。

移住者とは？

申請日前6か月以内に本市に転入した者であって、転入の日の前日まで2年以上継続して、伊東市の住民基本台帳に記録されていないものを指します。



【要件】

- 新たに事業を営もうとする起業家(個人)であること(開業後に法人成りすることは可能)
- 開業の経験がないこと(廃業後10年以上が経過している場合は要相談)
- 申請時に伊東市民であること
- 市税に未納がないこと
- 特定創業支援事業(伊東創業塾等)修了者であること
- 開業から24か月以上継続して営業することができること
- 営業時間が1日8時間以上で、週に5日以上営業であること
- 開業後、伊東商工会議所の経営相談を受けること

等

この他にも利用に際しての条件があります。



【対象外業種】

- 農業、林業(素材生産及び素材生産サービス業を除く)、漁業、本来中小企業として馴染まない業種(宗教等)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業ではないこと



補助金申請の流れ



起業支援及び空き店舗対策事業補助を受けるには、**交付決定後に事業を開始**（工事契約、工事着工、購入等）する必要があります。

【申請時に必要な書類】

- ・市が定める様式
- ・補助対象経費の見積書の写し
- ・改装前の写真（改装がある場合）
- ・転出先の市町の市県民税納税証明書（移住者の方）

【実績報告時に必要な書類】

- ・市が定める様式
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・開業を証する書類（開業届等）
- ・改装後の写真（改装がある場合）
- ・商店街加盟証明書（商店街で起業する場合）

書類の受け取り・説明
(電話連絡の上 産業課窓口にお越しください)

↓
交付申請書提出（申請者→産業課）

↓
交付決定通知書発行（産業課→申請者）
・2週間程度

↓
請書提出（申請者→産業課）

↓
工事契約、着工～完成、什器購入等

↓
開業

↓
実績報告書提出（申請者→産業課）

↓
確定通知書発行・補助金支払（産業課→申請者）

ご注意ください!!

既に事業に着手している場合は、補助の対象にはなりません。

本補助金の対象経費は、開業日より前に支払いを終え、領収書を受領する必要があります。

予算が無くなり次第締め切りとなります。

利用をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

また、手続には一定の時間を要しますので、お時間に余裕を持ってご相談ください。

担当が不在の場合もありますので、窓口にお越しいただく際には、事前にお電話いただけるようお願いします。



【補助金について】 伊東市役所 産業課 商工労働係

☎：0557 (32) 1734 FAX：(38) 2867

【開業、経営に係る相談について】 伊東商工会議所

☎：0557 (37) 2500 FAX：(35) 0637